

# 有機農業推進特区

都道府県名：

千葉県

申請主体名：

千葉県、山武町、白浜町

区域の範囲：

千葉県山武郡山武町の区域の一部（大字埴谷、大字板川、大字板中新田、大字横田及び大字実門）及び安房郡白浜町の全域



特区の概要：

安全・安心・新鮮でおいしい農産物の安定的な供給を進め、国際・産地間競争に負けない体質の強い産地を形成していくためには、各地域に適した独自の産地戦略を構築していく必要がある。

そこで、本特区においては、外食関連企業等が地元野菜生産者・自治体等と連携し有機農業を展開することにより、定時・定量・定価・定質で野菜を生産出荷できるシステムを構築し、有機農業のモデル的な産地形成を促進する。

適用される規制の特例措置：

・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認

